

役員報酬・退職金に関する規程

一般社団法人三重労働基準協会連合会
平成24年5月24日 制定

- 第1条 本規程は、一般社団法人三重労働基準協会連合会（以下、「連合会」という。）の役員に関する報酬、退職金に関することを定めるものである。
- 第2条 本規程による役員とは、「連合会」定款第22条に定める理事、監事をいうものとする。
- 第3条 役員については、当該役員に対する報酬の支給をしないものとする。ただし、「連合会」事務局の業務を兼務する常勤役員については、「連合会」職員の「就業規則」に定める給与を支給する。
- 第4条 役員については、当該役員を退任した場合、当該役員に対する退職金の支給をしないものとする。ただし、「連合会」事務局の業務を兼務する常勤役員については、「連合会」職員の「就業規則」による退職金を支給するものとする。

附則

- 第1条 本規程は、一般社団法人三重労働基準協会連合会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。